

保険者機能強化アクションプラン（第4期）に 係る実施状況について（埼玉支部）

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の全体像

保険者機能強化アクションプランの目指すもの

保険者機能強化アクションプランは、協会けんぽの行動計画としての位置づけであり、それを着実に実行することにより、以下の協会けんぽの基本理念をこれまで以上に実現していくものである。

【基本使命】

保険者として、健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の全体像

(1) 基盤的保険者機能 ※第3期アクションプランの目標「Ⅲ 医療費等の適正化」を実現する

【目的・目標】

レセプトや現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に、不正受給対策などによる医療費の適正化を通じて、協会けんぽの財政を含めた制度の維持可能性を確保する。

(2) 戦略的保険者機能 ※第3期アクションプランの目標と同一

【目的・目標】

事業主とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、「Ⅰ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅱ 加入者の健康度を高めること」、「Ⅲ 医療費等の適正化」を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図っていく。

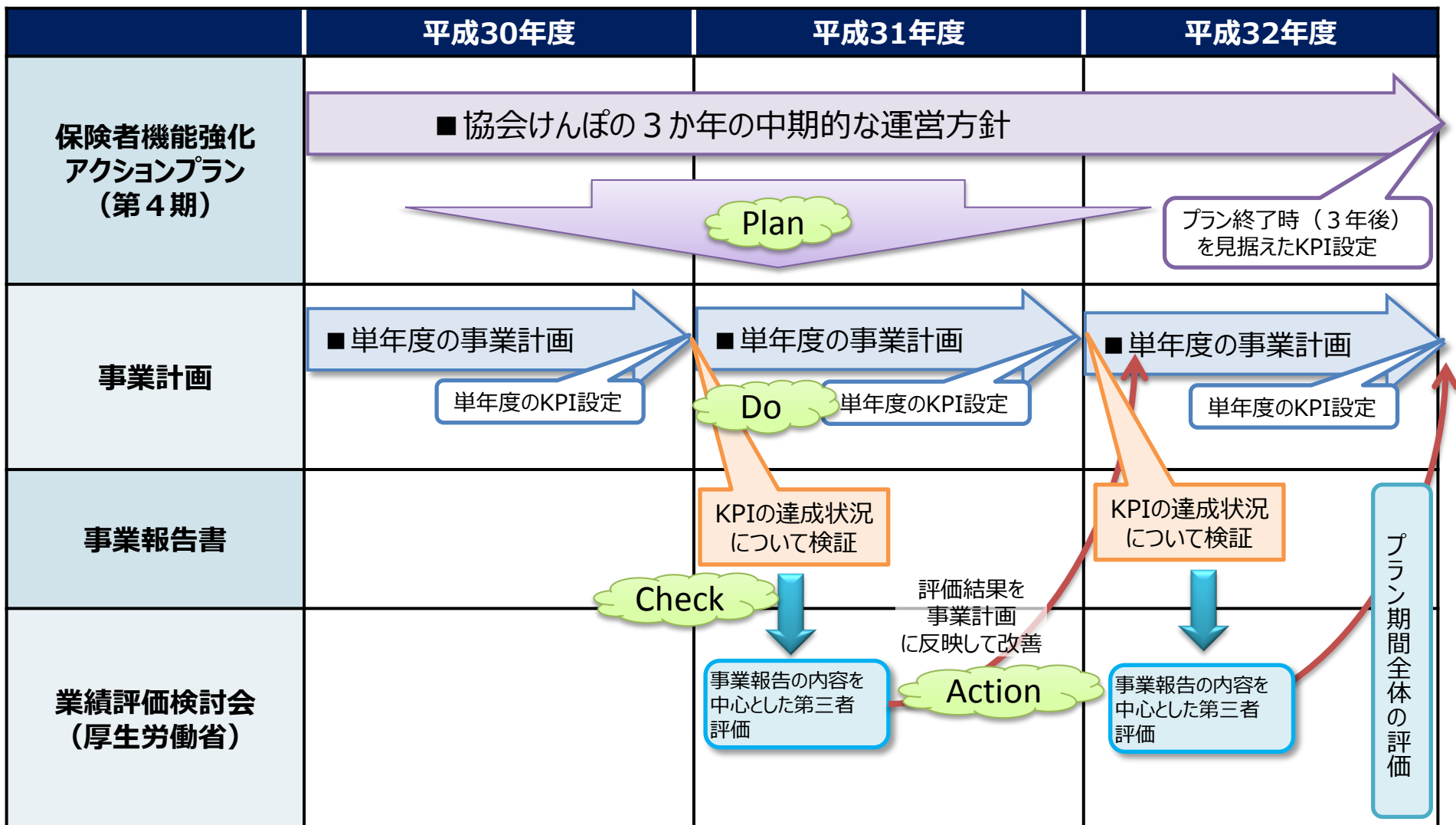
(3) 組織体制の強化

【目的・目標】

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクルの強化について

- 協会けんぽでは、これまでも保険者機能強化アクションプランや事業計画に基づく事業運営を行い、その評価を次のアクションプランや事業計画に反映させてきたが、必ずしもそうした関係性が明らかになっていなかった。
- このため、平成30年度以降は以下のとおり、保険者機能強化アクションプランを中期計画と明確に位置付けてKPIを設定するとともに、それを踏まえた事業計画の策定や評価を通じた改善を行うことにより、PDCAサイクルを強化する。



保険者機能強化アクションプラン（第4期）と埼玉支部の具体的な取組み

（1）基盤的保険者機能関係

（平成30年9月末時点）

＜埼玉支部の具体的な取組み＞

① 現金給付の適正化の推進

- ・ 傷病手当金・出産手当金のうち、不正受給が疑われる申請について重点的に審査を行う。本部から支部に対しても、現金給付の支払済みデータから不正が疑われる請求事案についてデータを提供する。
- ・ 海外療養費について、外部委託を活用したレセプトの精査や翻訳内容の確認、海外の医療機関への文書確認など、不正請求防止対策を更に強化する。
- ・ 傷病手当金と障害年金との併給調整など、現金給付全般の適正化に向けて、国に対して意見発信を行う。

② 効果的なレセプト点検の推進

- ・ 内容点検について、レセプト点検効果向上に向けた行動計画に基づき、システムを活用した効率的なレセプト点検や外部委託の活用により、査定率向上に取り組む。
- ・ 支払基金業務効率化等計画も踏まえ、今後の協会けんぽにおける再審査のあり方を検討する。

③ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる部位ころがしと呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。
- ・ 加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。
- ・ 国で検討中のあはき療養費に係る不正受給対策について、支部における取組事例も踏まえ、審議会等で効果的な意見発信を行う。

①

- ・本部抽出データに基づき事後調査を実施。

・審査時、不正が疑われる内容について保険給付適正化PT会議を開催し、立入調査を下期に実施予定。

②

- ・点検効果向上計画を策定し、月次で進捗状況を管理。

・点検員のスキルアップのため勉強会を毎月実施。

・本部主催研修会、東京支部合同研修会へ参加。

③

・柔道整復施術療養費審査会での指摘や本部からの情報提供等を活用することにより、不正が強く疑われる柔道整復師に対して効果的な患者照会を実施。

・不適正申請と判断される施術所について厚生局へ情報提供し、保険給付適正化PT会議の結論を受け、申請書を施術所へ返戻。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）と埼玉支部の具体的な取組み

＜埼玉支部の具体的な取組み＞

- ④ **返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進**
 - ・未返納者へ早期に返納催告文書を発送するほか、未返納の多い事業所データを活用した事業所への訪問・文書等による資格喪失届への保険証の添付の徹底を周知する。
 - ・保険証回収業務については、国及び日本年金機構と調整し、電話による回収業務を実施することが可能となったことから、電話による回収業務も推進していく。
 - ・債権について、通知・催告のアウトソース化の推進や、国民健康保険との保険者間調整を積極的に実施する等、確実な債権回収を行う。
- ⑤ **サービス水準の向上**
 - ・お客様満足度調査・お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等に迅速に対応する。
 - ・サービススタンダード（10日間）を徹底するため、支部ごとに達成状況を調査し、その状況に応じて業務の改善を図る。
 - ・利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を勧奨する。
- ⑥ **限度額適用認定証の利用促進**
 - ・事業主や健康保険委員を通じてチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関へも加入者への案内に協力依頼を行う。
- ⑦ **被扶養者資格の再確認の徹底**
 - ・年金機構との連携により、被扶養者資格の再確認を徹底することにより、高齢者医療費に係る拠出金の適正化と本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図る。
- ⑧ **オンライン資格確認の導入に向けた対応**
 - ・医療機関における利用率の低迷が課題となっているが、まずは利用率の向上に向けて、医療機関への周知広報や利用率向上の好事例の全国展開を図る。
 - ・国では、平成32年度にオンライン資格確認制度を本格的に導入する予定のため、それに向けシステム改修や業務の見直しなどの準備を進める。

- ④
 - ・保険証未回収の多い事業所に対して文書、訪問等により改善を要請。
 - ・資格喪失後受診による返納金催告時に保険者間調整の案内を全件同封し送付。
- ⑤
 - ・広報誌「埼玉だより」の支部案内欄で郵送による申請依頼を掲載中、また申請書送付時にリーフレットを同封。
- ⑥
 - ・100床以上の医療機関へ文書による限度額適用認定申請書の設置依頼を実施。
- ⑦
 - ・被扶養者の資格再確認業務を実施。未提出事業所に対し、提出勧奨文書発送予定。
- ⑧
 - ・オンライン資格確認について、未利用医療機関に電話による利用勧奨を実施。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）に係る埼玉支部の具体的な取組み

（2）戦略的保険者機能関係

① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

- ・ 加入者の個人単位での健康状況の見える化を行うPHR（Personal Health Record）の導入に向けてシステム改修等を行う。
- ・ 自社の従業員の健康度を見える化した共通のフォーマットによる協会けんぽ版健康スコアリングレポート（仮称）を導入する。

② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

- ・ 第1期のデータヘルス計画と同様に、「特定健診・特定保健指導の推進」「コラボヘルスの取組」「重症化予防の対策」を柱とする。加えて、健診及び保健指導の結果、レセプト、医療機関の受診状況などのデータの分析結果の活用により、地域や職場ごとの健康課題の「見える化」を行い、それに応じた効率的かつ重点的な保健事業を推進する。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 受診率が低迷している支部の底上げを図るため、調査研究を行う。
- ・ 市町村のがん検診との同時実施や、オプション健診などの付加価値を活用等、加入者の特性やニーズに対応した取組を進める。
- ・ 事業者健診データの取得について、国との連携を強化するとともに、事業主の行う定期健康診断と特定健診の検査項目を同一とすることなど、働きかけを強化する。

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応

- ・ 健診・保健指導の同時実施について、健診機関への働きかけを行う。
- ・ 実施率が低迷している支部の底上げを図るため、調査研究を行う。
- ・ 特定保健指導の実施方法の見直しを契機として、新たな特定保健指導の手法の検討など、これまででない対策を検討する。

＜埼玉支部での具体的な取組み＞

②

i)

・ 四半期毎に健診機関より受診者数と、目標到達、未達の要因を報告させる。第2四半期の報告依頼の際にフィードバックをする予定。

・ 生活習慣病予防健診実施機関の拡大を図るため、医療機関へアンケートを送付。契約見込がある医療機関へ訪問、説明を実施。

・ 新規加入事業所及び新規任意継続健康保険加入者に対する受診勧奨DMを毎月送付。

・ 新規加入事業所に対する受診勧奨（電話・訪問）について、県内の生活習慣病予防健診機関への業務委託を実施。

・ 和光市とがん検診と集団健診の同時実施を実施。

ii)

・ 支部内研修やミーティングを実施し、保健指導のスキルアップを図った。

・ 川口商工会議所にて特定保健指導を実施。

・ 料理教室を活用した特定保健指導を女子栄養大学において実施。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）に係る埼玉支部の具体的な取組み

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 健診を受診した結果、血圧や血糖値が一定以上でレセプトにより受診の確認ができない者に対する重症化予防については、医療機関への受診率をより高めていくべく、医療機関への受診を勧奨する文書の送付を全支部で実施している。
- ・ また、糖尿病の重症化予防について、かかりつけ医と連携した取組を全支部で実施しており、人工透析実施間近な者については、糖尿病の専門医と連携した生活指導プログラムの導入を進めていく。

iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進

- ・ 健康経営（コラボヘルス）については、平成29年度から全支部で健康宣言事業を実施し、既に活動の基盤は整備されており、平成29年6月時点での協会けんぽの健康宣言事業所数は11,653社と、最近大幅に増加している。
- ・ 協会けんぽにおける健康宣言事業の大きな流れは以下のとおりであり、それぞれのSTEPごとに、支部が事業主へのサポートを実施。

STEP1：事業主による健康宣言

STEP2：支部から事業主に対して、従業員の健康度を見える化したツール（現行では支部独自の様式を使用）を提供

STEP3：ツール等に基づき、事業主における従業員の健康度向上に向けた取組の実施

- ・ 今後は健康宣言事業所数といったアウトプットだけでなく、アウトカムとして取組の質を高めるべく、協会けんぽ版健康スコアリングレポート（仮称）の導入による全国統一的な見える化ツールにより、事業所ごとのフォローアップを行い、従業員の健康度の改善度合を確認する。

<埼玉支部での具体的な取組み>

iii)

・ かかりつけ医からの推薦を得て、参加同意のあった対象者に保健指導を実施する「他薦方式」と、対象者に案内を送付後にかかりつけ医の推薦を得る「自薦方式」の2方式で保健指導対象者の勧奨を実施。

・ 重症化予防に関するアンケートで協力すると回答いただいた医療機関と自薦対象者が通院している医療機関へ事業説明の資料を送付。

・ 人工透析へ移行する過程の治療状況等の分析について専門業者を活用。

iv)

・ 事業所訪問や新規加入事業所への説明等により健康宣言への参加勧奨を実施。

・ 「健康経営サポートカルテ」のデータを平成28年度分に更新し、事業所訪問時などに活用。

・ 県内の企業へ健康宣言を普及推進するため埼玉県、さいたま市と協同で、健康経営埼玉推進協議会を設立。協議会において健康経営の普及促進に協力いただける民間事業者の公募を開始。

・ 禁煙チャレンジ制度を開始。

・ 埼玉県との共催により健康経営、受動喫煙防止対策、ジェネリック医薬品使用促進、肝炎対策セミナーを開催。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）に係る埼玉支部の具体的な取組み

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・ 制度の見直しのみならず、医療保険制度の財政状況や、健診受診等を通じた個人の健康維持の必要性について、加入者・事業主に対し、引き続き分かりやすくタイムリーな情報発信に努めていく。その際、加入者の制度に対する理解度調査の結果を踏まえ、特に理解が進んでいない分野に注力して広報を展開していく。
- ・ 医療提供体制や医療費の状況については都道府県ごとに大きな差が生じているところであり、そうした地域ごとの状況についてもきめ細かく加入者への情報提供を行う。
- ・ 加入者に身近な健康保険委員を活用した広報も重要であり、健康保険委員への研修や広報誌を通じた情報提供の充実などを図る。

④ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 平成29年度からは、地域ごとのジェネリック医薬品の使用促進に係る阻害要因を数値化した「ジェネリックカルテ」を開発し、支部ごとに重点的に取り組むべき対象を特定した上で、そこにマンパワーを重点配分できるよう取り組んでいる。
- ・ 今後はジェネリックカルテをベースとした取組を更に強化するとともに、医療保険制度での使用促進策の強化に向けて、国の審議会等で意見発信を行う。

⑤ インセンティブ制度の本格導入

- ・ インセンティブ制度については、平成29年度には試行実施として導入し、その結果を踏まえて所要の見直しを行った上で、平成30年度から本格導入（保険料率への反映は平成32年度）することになっている。
- ・ インセンティブ制度は新たに導入する制度であることから、まずはその段階的かつ安定的実施を図るとともに、毎年度その結果を検証し、必要に応じて所要の見直しを行う。

<埼玉支部での具体的な取組み>

③

- ・ ホームページ及びメールマガジンで制度改正、健康づくりに役立つ情報を掲載。広報誌「埼玉だより」を毎月下旬に定期発行中。
- ・ 地元新聞やテレビにおいて協会けんぽの取り組み等を発信。
- ・ 関係団体の協力のもと、健康経営セミナーや受動喫煙セミナー等を開催。
- ・ 高額療養費の制度改正に合わせて、健康保険委員ハンドブックを改訂し、健康保険委員へ配布。

④

- ・ ジェネリック医薬品軽減額通知を発送（第1回目）。
- ・ GIS（地理情報システム）を活用して、ジェネリック医薬品の分析を実施。
- ・ 埼玉県と共催でのジェネリック医薬品使用促進セミナーを開催。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）に係る埼玉支部の具体的な取組み

⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開

- ・ 協会けんぽの事業については、ジェネリック医薬品軽減額通知サービス、医療機関の窓口でのオンライン資格確認、健康宣言事業、事業所ごとの健康度をまとめた事業所健康度カルテ、糖尿病の重症化予防の取組やGISを活用したデータ分析など、その多くが支部発の創意工夫を活かしたアイデアをベースとしてきた。
- ・ 支部からのパイロット事業の応募件数は増加傾向にあり、本部における審査も、支部の職員の企画・提案力向上の観点からプレゼン審査を実施している。
- ・ 今後、パイロット事業を契機とした好事例のうち、全国展開が見込まれるものについては、極力速やかに全国展開を図ることが重要であり、事業終了後に速やかに効果検証を行う。

⑦ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

- ・ 平成30年度からスタートする次期医療計画や医療費適正化計画について、これらの計画に基づく取組が計画どおりに実施されているか、注視することが必要である。
- ・ また、地域医療構想については、2025年に向けて、具体的な病床の転換・機能分化に向けて取組を加速化させるタイミングであり、保険者としても、政府の「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を実施していく。
- ・ 上記の「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」の活用においては、地域ごとのレセプト出現比（SCR）を分析できるようシステムツールを活用するとともに、本部、各支部においてどのような要因でどのような地域差が生じているのかについて、外部アドバイザーの知見も活用して分析する。

<埼玉支部での具体的な取組み>

⑥

- ・ 「健康年齢」を使用した文書と使用しない文書による受診勧奨を実施。双方の対比により、効果検証を予定。
- ・ 埼玉支部提案の事業である「動画を活用した保険給付等の手続きサービス」が本部事業として実施が決定。
- ・ 平成31年度のパイロット事業、調査研究事業を本部へ応募し、パイロット事業1件、調査研究事業が1件が一次審査を通過。

⑦

- ・ 埼玉県保険者協議会、埼玉県地域保健医療計画等推進協議会、各市国民健康保険運営協議会等の場において、特定健診の受診率向上に向けた国保と協会けんぽなどの保険者との連携等について意見を発信。
- ・ 各地域医療構想調整会議への保険者協議会の参加枠増加について埼玉県へ打診。
- ・ 埼玉県保険者協議会の専門部会（保健事業部会、分析部会）に参画し、現状と今後の取り組み、保険者間の連携強化について意見交換を実施。
- ・ 県や薬剤会等との連携による多剤併用（ポリファーマシー）対策事業を実施。

（3）組織体制の強化関係

① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・「グループ長補佐」の段階で、マネジメント業務の基盤を確実に習得させ、グループ長や部長となった段階で幅広くマネジメント能力を発揮できるよう人材力の底上げを図る。
- ・標準人員に基づく人員配置を行うとともに、業務の効率化等の状況も踏まえ標準人員の見直しについても検討する。

② 人事評価制度の適正な運用

- ・個人目標の設定に当たっては、組織目標を意識し、かつ、等級ごとの役割定義に基づく自身の役割を考慮した目標を、可能な限り数値目標として設定するとともに、その目標達成に向け、評価期間中には上司が適切に日々の業務管理、業務指導を行い、評価の段階においては、評価者が取組のプロセスも踏まえて十分に内容を確認し、適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

③ OJTを中心とした人材育成

- ・本部において、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を実施することで、組織基盤のボトムアップを図る。これらの研修はその都度、受講対象者を選定して実施する即戦力の習得・向上を目指して実施されるものであるが、これに加えて、戦略的保険者機能の更なる発揮に向けて、複数年にわたり計画的に研修を受講することを通じて、人材を育成する仕組みの導入に向けた検討を進める。
- ・支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、オンライン研修の実施や通信教育講座のあっせんなど、多様な研修機会の確保を図り、自己啓発に対する支援を行う。

<埼玉支部での具体的な取組み>

①

- ・平成29年度下期の実績評価及び平成30年度上期の期首目標設定において、グループ長とグループ長補佐が同席し、または、グループ長補佐が一次面談を行うとともに、平成29年度下期の実績評価時にグループ長間で評価のすり合わせを行うことで、評価者のスキルアップを図った。

③

- ・コンプライアンス、OJT、メンタルヘルス、ハラスメント等の研修を実施。また、関係団体主催の研修（熱中症対策セミナー、さいたま健幸ネットワークセミナー、等）に参加。
- ・新規加入事業所説明会でアンケートを実施し、アンケート結果を担当者へフィードバックし、説明能力等のスキルアップを図った。
- ・「電話トラフィック調査」「電話対応アンケート」を実施し、改善策を検討中。
- ・6月、9月、10月にジョブローテーションを実施。

<埼玉支部での具体的な取組み>

④ 支部業績評価の本格実施に向けた検討

- ・平成28年度より支部業績評価を導入し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体での取組の底上げを図るとともに、その結果を支部幹部職員の処遇で勘案することを行っている。
- ・しかしながら、現時点では、支部の置かれた環境、制約などの違いをどう指標に反映させるか等、指標の適切性については、試行錯誤の段階にあり、今後、これらの課題を解決し、本格的な導入を目指す。

⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・サービス水準の確保に留意しつつ、引き続き競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
- ・調達に当たっては、調達見込み額が100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が適当なものについては調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表することを行っているが、今後とも、これらを実施し、透明性を確保する。
- ・さらに、調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。

⑤

- ・コピー用紙やトナーの使用量削減計画を策定し、実施中。
- ・各月の電気使用量を毎月の支部内会議に提示し、コスト意識の向上を図った。
- ・一者応札案件において、入札説明書を配付したが入札に参加しなかった事業者へ不参加となった原因を調査するためのアンケートを実施。